

令和7年度

事業計画

社会福祉法人 松豊会

令和7年度 社会福祉法人松豊会 事業計画

1. 基本理念・運営方針

松豊会の法人理念「やすらぎのある生活、その人がその人らしく、地域と共に」を支援の方向性として共有化し実践することで、福祉サービスの質の向上と、経営力の強化を図る。また、社会福祉の中心的な担い手として地域社会に対する社会福祉法人の責務を果たす。

2. 中長期事業方針

少子・高齢化の進展や人口減少は医療・介護制度の方向を左右する大きな社会問題となっている。さらに、感染症の流行、物価高騰、自然災害、AI技術の進化、介護人材不足など様々な社会変化が生じています。大規模な事業拡大戦略ではなく地域への浸透戦略を重視し、地道な事業活動と地域貢献活動の継続によって、地域に深く根を下ろし地域に欠かすことのできない存在となるための経営戦略を実施していく。

また、今後のサービス需要の伸びに対応しつつ、科学的介護を基に効果的、効率的で持続可能性の高い、介護提供体制の構築を目指し、必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できる事業継続力を高める。

3. 中長期事業計画

(1) 法人運営の安定

- ①ショートステイを含めて定数とし、稼働率アップや加算取得に努め、拠点単位（本部・ユニット）で収支差額±0円以上として、収益性を高める。
- ②職員の雇用の安定を図り、派遣職員や採用に係るコストを抑える。
（職員紹介手当、及び入職祝い金の導入・永年勤続表彰の基準の見直し）
- ②感染症や災害への対応力を強化する。（業務継続に向けた研修や訓練の実施）
- ③経営状況を確認し合う会議を定期的に行い、事業の進捗状況を確認し機動性を高める。また、経営分析や労務管理について専門家（顧問税理士事務所・顧問労務士）のアドバイスや提案を受ける。
- ④科学的介護情報システム（LIFE）の活用が要件となる加算を算定し、収入確保に努める。
- ⑤前年度に引き続き、経年劣化より防水機能を十分満たせなくなった建物の外壁や屋根の塗装を実施する。また、感染症や災害が発生した場合でも業務が継続できるよう設備や備蓄品を備える。
- ⑥固定費（リース、車両、保険、委託契約関係、事務用品等）を削減するために、見積もりを取り直し精査する。また、在庫管理を徹底し無駄を省く。

(2) ご利用者に対する基本姿勢

- ①基本理念や方針を積極的に発信し、情報を共有する。また、気づきを大切に日常の支援に結びつけ、理念を持ったケアを追求する。
- ②職員及びご利用者やご家族の参加による改善の仕組みを構築し、自己決定と選択を尊重する。
- ③ご利用者への虐待防止、身体拘束廃止、事故・ヒヤリハットの取り組みを活用し、組織的な安全対策体制を整備する。また、職員が自己の支援について振り返る機会を設けることで個人の尊厳を守る。
- ④医療依存度が高く重度の認知症があるご利用者に対しても QOL の高い暮らしが提供できるよう個別ケアを行う。また、看取りへの対応の充実を図りご利用者の尊厳を保持する。
- ⑤特養は、機能訓練指導員、管理栄養士を2人体制とし、生活リハビリや栄養管理、口腔衛生管理の充実を図り差別化を図る。
- ⑥協力医療機関との連携体制を強化する。(急変時や感染症発症時の対応)
- ⑦在宅サービス、施設サービスのそれぞれにおいて、ご利用者の地域での生活の継続を重視したサービスを提供する。また、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取り組む。

(3) 地域社会に対する基本姿勢

- ①地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するため、様々な連携・協働を推進し地域と共に歩む、地域共生社会を実現する。
- ②地域から信頼を得るため、法人理念や事業活動、提供するサービスの内容、公益的な取り組み等について情報発信する。
- ③法人が有する施設や設備、職員を活用して地域住民やご家族、ご利用者との交流を図り、社会的孤立を防止する。
- ④地域の中で、専門的ケアやサービスを提供し、公的サービスと協働して支え合いや穏やかな見守りにより暮らしが継続できるセフティネットを構築する。
- ⑤災害時における地域等との協働による応援体制を確立し、地域や事業を守る。また、福祉避難所として、自然災害発生時に避難する高齢者や障がい者の受け入れ態勢や特別な配慮が必要な高齢者や障がい者の利用を想定した準備をする。

(4) 福祉人材に対する基本姿勢

- ①小中高校における福祉教育にも積極的に取り組み、福祉の仕事の啓発を図る。また、多様な人材(高齢者、障害者)を雇用し人材を確保する。
- ②めざす法人経営を実現することによってどのように地域貢献できるのかを、研修や交流会を通じ感じてもらい、強い使命感を醸成する。
- ③管理職の動機づけと自覚、リーダー層の育成を重視し、人材育成力や課

題解決力を強化する。また、人事異動を実施し、人材の流動性を高めることで包括的ケアの視点をもった人材を育成する。

- ④新人職員を精神的にサポートする「エルダー制度」や各種教育・研修を継続し、人材の定着と育成を図る。
- ⑤職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりに取り組む。（健康診断の充実、メンタルヘルス、腰痛防止策、介護支援機器の導入、その他労働災害への対応）
- ⑥目の前の職員を大切して行くために、職員処遇の現状を把握、分析、課題抽出を行い、貢献意識の向上、離職防止に努める。（人事考課規程やキャリアパス制度見直し）また、業務の効率化を図り生産性の向上等、働きやすさを推進する。
- ⑦ICTの活用を進め、業務を効率化し、職員の負担を軽減すると同時にご入居者の状況に合わせたケアが促進されることで、サービスの質の向上や人材不足の解消に繋げる。また、会議や多職種の連携にも活用する。

4. 研修について

オンラインの活用を継続する一方、内容の充実や参加者間の交流を図る集合研修の開催についても、感染拡大状況を踏まえながら研修会ごとに検討し実施する。また、自施設から視聴できる録画による研修を開催する。

(1) 研修体制の充実

①施設内研修

- ・各事業所で計画的に法定研修や訓練を実施する。
- ・各部署で直面している問題や悩み事等を職種別部会を活用し、「チーム」として、より理論的・実践的に研修を実施し専門性を高める。
- ・現任職員が講師をする機会を増やし、より効率的な研修とする。また、職員の能力を開発することを共に行う。

②職場外研修

- ・階層別、職種別の研修に参加することで段階を一段ずつあがるように学び、理解を深める。また、情報を交換する中から得られる有益な事項を職場に持ち帰って職務に役立てる。
- ・職場内研修のみでは最新の情報はじめ、先駆者的取り組みに向けた点を補うことは困難なため関係機関等が主催するオンライン研修に参加する。
- ・生涯研修や人事マネジメント研修に参加し職員の組織性を高め、法人・事業所の運営を担う人材を育成する。

③自己啓発

- ・求められる職員像を理解し、「何を学ぶか。」「どうなりたいか。」を明確にし、教育研修や能力開発に参加する。

- ・研修会やセミナー等の開催案内の掲示、回覧を行い自発的自己啓発活動を職場として認知し、資格取得や自己研鑽を奨励する。

令和7年度新規採用職員研修計画

(この研修は、職員・契約職員・パート職員等に関係なく全職員が対象)

項 目	到達目標
事業所見学	松豊会の概要。
エルダー制度	新人職員の指導の方法。
組織と運営	・事業所の理念を理解し、組織の一員としての責任と自覚を持つ。 ・事業所の方針を理解しプロとしての自覚を持つ。
法令遵守	法令遵守・職員倫理・服務規律・ハラスメント防止。
秘密の保持	秘密保持の重要性。(プライバシーの保護含む)
介護保険制度	介護保険制度の仕組みを理解する。
接遇	社会人、また、専門職としての接遇マナーを身に付ける。
看護業務	看護業務を理解し、連携の重要性を知る。緊急時の対応。
高齢者の栄養管理・口腔衛生管理	食事形態の把握と衛生管理・栄養管理・口腔衛生管理
緊急・災害時の対応	緊急時の対応と連絡方法。
機能訓練	機能訓練のあり方。
身体拘束廃止 虐待防止 危機管理	・身体拘束廃止について理解する。 ・人権尊重の理解と安全性の確保。 ・リスクマネジメントについて。
感染予防	感染予防の方法。
事故予防	事故予防および発生時の対応
人事考課制度	人事考課の方法
労働安全衛生	労働災害の予防・メンタルヘルスについて
地域における公益的取り組み 広報活動	地域交流・公益的な取り組みについて。 ホームページ・パンフレット・リーフレット等

5. 苦情対応

(1) 窓口と対応

- ①各事業所で苦情受付箱の設置や家族アンケート、個別聞き取り、サービス検討会等で苦情や意見を寄せやすい環境を作る。
- ②急を要する苦情については速やかに委員会を開催し、具体的な対応改善策を検討し全職員に周知徹底すると同時にご意見への回答を行う。
- ③月1回、苦情処理委員会を開催し、寄せられたご意見に対して対応改善策を検討する。また、前回の案件についても経過報告し、改善効果を確認し再発防止に努める。

(2) 第三者苦情処理委員会の開催

- ①適宜、第三者苦情処理委員会を開催し、苦情対応策及び第三者の視点から苦情対応が適切に行われているか指導評価を受ける。

(3) 苦情の開示

- ①環境・接遇等、法人全体の職員に関する案件等について全職員に周知し、また、館内に掲示を行い説明、公表する。

6. 防災管理

大規模災害や感染症が発生した場合に置いても、サービス提供が継続できるよう業務継続計画（BCP）を基に、年2回研修や訓練を実施する。

また、地域の福祉避難所としての役割が果たせるよう防災協定を締結し有事の際の協力体制、食料等の備蓄を行う。

(1) 消防法に基づき、火災を想定した避難訓練や設備点検を実施する。

(2) 消防通報機器や消火器等の取り扱いの研修を行い、災害時の初動対応を強化する。

- ① 避難マニュアルに沿って避難誘導や通報訓練を年2回以上実施する。
- ② 新規採用職員は採用時のオリエンテーションにて災害時の対応を指導する。
- ③ 緊急連絡訓練（メール）を実施し、災害やトラブルの情報共有や安否確認を行う。

(3) 自然災害を想定し災害予防や人命の安全確保、被害の拡大防止に努める。

- ①地域の方の一時避難所として整備する。

(4) 原子力災害時の避難訓練を実施し、定期的な見直しを行う。

(5) 防災用品や備蓄品等のチェックリストを作成し適切に維持管理する。

7. 広報活動

ご入居者のご様子や法人の取り組みをホームページやパンフレット・リーフレットを活用し、発信する役割を果たしていく。

- (1) ホームページの運用（必要に応じ掲載内容を更新）について取り組む。
- (2) リーフレットを必要に応じ作成し、事業活動、提供するサービスの内容、公益的取り組みについて広く地域に情報発信を行い、地域の理解や協力を得る。
- (4) 松江市社会福祉協議会で取り組まれている「参加支援事業」に参画し法人PRに取り組む

8. 事務部門

- (1) 事業の進捗状況を確認し、計画的で適切な予算執行に努める。
- (2) 介護保険報酬請求について、人員配置基準を守り、法令に定められた基準に基づいて適切に請求事務を行い、経営の収益性、信頼性の高い経営を行う。
- (3) 補助金や助成金等を積極的に活用し、職員、ご利用者双方の環境整備に努める。また、適切に申請するとともに、その執行についても法令に基づき適切に行う。
- (4) 長時間労働をなくし、年次有給休暇の取得を促進し、「ワーク・ライフ・バランス」を実現し、安全で健康に働くことのできる職場づくりを目指す。
- (5) 内部けん制上、事務業務が適切に行えるように輪番制を実施する。
- (6) 事務業務の効率化を目的とした、事務手順、作業方法、システム等の活用と見直しを行い、法人内の業務改善を積極的に行い生産性の向上に努める。
- (7) 福祉サービスの基本である。社会的規範やモラルを守るため、諸規定を整備し職員への周知徹底を図る。また、さまざまなリスクから組織を守る。
- (8) 情報収集に努め、制度改正、環境の変化をいち早く捉え対応できるよう、事務業務知識向上に努める。
- (9) 財務状況を適切に把握し、中長期事業計画に基づき修繕や改修工事を行い、適正で透明性のある財務管理、運営に努める。
- (10) 職員の業務負担軽減のため、ICTを活用し業務の効率化を図る。
- (11) 節水・節電・ランニングコスト等を抑制し、経費削減への追求を図る。
- (12) ホームページをリニューアルし、法人のPR活動に努める。
- (13) 職場内制度を確立し、魅力のある職場づくりに努める。

9. 委員会について

(1) 委員会の目的

業務の円滑な運営を図るため、個々の意見を聞き、各職種との連携を図りながら、職員間の相互理解を深め、日常業務に活かしていくことを目的に設置する。

(2) 委員会名

○法人の会議および委員会

法人運営会議、苦情処理委員会、給食委員会、防災管理委員会、労働安全衛生委員会、地域連携委員会、職員会、事務会、

○特養部門の委員会

施設運営委員会、サービス検討委員会、安全管理委員会（事故防止・身体拘束廃止、虐待防止）、褥瘡予防対策委員会、感染症予防対策委員会、医療的ケア委員会、入居判定委員会、

本館リーダー会、介護員会、ユニットリーダー、ユニット会

○在宅部門の委員会

在宅会議、居宅定例会、訪問定例会、安全管理委員会

令和7年度 松豊会 会議・研修年間計画表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
会議等		・ 監事監査会 ・ 内部経理監査	・ 第一回評議員会 ・ 第一回理事会			・ 採用担当者研修	・ 監事監査会 ・ 内部経理監査	・ 第二回評議員会 ・ 第二回理事会				・ 第二回評議員会 ・ 第二回理事会
研修	・ 第1回松江園城老人福祉施設協議会 総会			・ 第2回松江園城老人福祉施設協議会 総会 ・ 社会福祉法人指導監査説明会・役員研修会 ・ 在宅医療連携推進のための多職種連携会議 ・ 島根県老人福祉施設協議会第一回総会	・ 島根県メンタルヘルスケア研修 ・ 松江市社会福祉大会 ・ 公正採用選考人権啓発推進員研修会		・ 松江市社会福祉法人連絡会 総会 ・ 社会福祉法人役員研修 ・ 社会福祉法人監事研修 ・ 島根県民間人福祉施設従事者の集い ・ 島根県老人福祉施設協議会 第2回総会					

1. 事業方針

法人理念に基づいた施設サービスの質の向上に努め、定期的または必要に応じて、個別サービスの見直しを行い、支援をうけながら自己決定できるように、各部門および各職種が連携を取りながら「その人らしく」あり続けるための施設サービスを心がける。

2. 本館（多床室）

ご入居者・ご家族との信頼関係の構築に努め、希望、要望を尊重し、ご入居者一人ひとりに誠実に向き合い、思いを大切に安心して「その人らしい生活」が送れるよう努める。また、職員の接遇や介助技術の向上にも努め、ご入居者中心の介護の実践を推進していく。

（1）安心して頂ける関係づくり

- ①グループ化により馴染みの関係を深め、信頼関係の構築に努める。
- ②職員間の情報共有を密にし（各グループのホワイトボードの活用・報連相の徹底）ご入居者の立場立ったケア努める。
- ③ご家族に、毎月の手紙や面会を通じ、健康状態や生活の様子を伝える。
- ④モニタリング・サービス検討会を実施し、ご入居者、ご家族の要望を尊重したサービスの提供に努める。

（2）安全、安心して生活できる環境

- ①定期的な消毒、換気を実施し、感染予防に努める。
- ②個人のスペースを確保し、ご入居者ごとの設えを作り、安全で過ごしやすい居住空間を提供する。
- ③福祉用具等の点検を定期的に行い、安全に活用していく。

（3）楽しみのある生活の提供

- ①ご入居者がいきいきと過ごせるよう、行事やレクリエーション・社会的交流の充実を図る。
- ②レク委員や多職種が協働し、季節感や楽しみのある食事、おやつ提供、リフレッシュ体操、クラブ活動、外出支援を行う。
- ③ご家族と一緒に楽しめる行事を企画し実施する。

*行事予定

4月	花見外出・ドライブ外出・誕生会・季節のおやつ
5月	八雲鯉のぼり外出・買い物外出・誕生会・季節おやつ

6月	衣類販売・誕生会・季節おやつ
7月	七夕会・誕生会・季節おやつ
8月	花火鑑賞・誕生会・季節おやつ
9月	長寿祝賀会・彼岸法要・誕生会・季節おやつ
10月	ドライブ外出・買い物外出・衣類販売・誕生会・季節おやつ
11月	吊るし柿作り・ミニ運動会・誕生会・季節おやつ
12月	餅つき・クリスマス会・誕生会・季節おやつ
1月	初詣・新年会・誕生会・季節おやつ
2月	節分会・誕生会・季節おやつ
3月	ひな祭り・誕生会・季節おやつ

3. 看護部門

ご入居者は何等かの疾患を有する超高齢者です。疾患が多様化する中で、個別的な過程に寄り添い、「その人らしく生きること」への看護支援が求められています。

法人理念を基にご利用者が健康的で苦痛の少ない生活が送れるよう、看護師個々にスキルアップを図りより良い看護サービスを提供できるよう努める。また、他の職種との情報交換や連携を大切にし、お互いの立場や役割を良く理解して、ご入居者へ支援できるよう努める。

(1) 健康管理と疾病の予防

- ①症状を十分に伝えることが出来ないご入居者がほとんどであるため、常に個々の状況の把握と判断、異常時の早期発見を心がける。
- ②特に介護職員との情報交換を密に図り、体調の変化にいち早く気づき対処する。
- ③嘱託医の指示のもと健康の維持増進、苦痛の軽減に努める。
- ④胸部レントゲン撮影と年1回の定期血液検査を行い、健康管理を行う。

(2) QOL（生活の質）の向上について

- ①看護師としての専門的知識や技術を提供しながら、他職種と共に症状マネジメントを行いQOLの向上を図るように努める。
- ②個人に沿った他職種チームアプローチができるよう、それぞれの専門性（価値）の相違によって意見が異なる場合でも話し合いを行いながら、ご入居者のQOLが向上するような統一したケアを行いその後も、ケアの評価・見直しを行いながら最善のケアが行えるよう努めていく。

(3) 看取り

- ①「その人らしい」ラストステージが、迎えられるよう支援する。
- ②ご家族のお気持ちを理解し、支え、悲しみや苦しみに寄り添っていく。
- ③ご家族、嘱託医、他職種との情報交換や連携を密に図り、尊厳のある安らかな最期を迎えられるような環境を整える。
- ④刻々と変わる状態に対応するために看取り開始後、1週間に1回は多職種でカンファレンスを実施し最善のケアが行えるよう努める。
- ⑤看取り後は、他職種とカンファレンスを行い、振り返りやご家族、職員の思いを次の看取りケアに活かして行く。

(4) 感染予防

- ①ノロウイルス、インフルエンザ、コロナウイルス等のマニュアルの整備や標準予防策の普及・浸透に努め、感染症を予防する。また、ご入居者に感染症が発生した場合は看護師を中心に迅速な蔓延予防策を講じていく。
- ②職員に対して、感染予防対策の指導や研修を実施する。(通年)
- ③インフルエンザ・コロナワクチン予防接種の実施。(ご入居者・職員)
- ④看護師の知識の向上のため研修の受講を促進する。
- ⑤新規ご入居者の感染症(B型・C型肝炎、梅毒)の検査を実施する。

(5) 職員の健康管理

- ①職員健診(夜勤者は年2回)を実施する。
- ②流行疾患の注意喚起を行う。
- ③職員や同居家族が感染症を発症した場合のマニュアルを作成する。

4. 栄養管理部門

(1) 栄養管理

- ①栄養ケアマネジメントによりご入居者の健康状態を把握、個人に合った栄養ケア計画の作成と食事提供を行う。
- ②ご入居者の栄養状況をLIFEへ繁栄させる。

(2) 衛生管理の徹底

- ①セントラルキッチンで調理された食品を仕入れ再加熱することで、安全な食事を提供する。
- ②HACCPの「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、衛生管理体制を徹底する。
- ③温冷配膳車を使用し、適温の食事提供を行う。
- ④食中毒・ノロウイルス等の研修を実施し発生を予防する。

(3) 食事サービスの充実

- ①365日サイクルの飽きが来ず、季節感ある楽しめる献立を提供する。
- ②月に1回程度季節おやつを提供する。
- ③誕生月の方へ誕生日ケーキを提供する。
- ④月に一回程度行事食を提供する。

*行事食予定

4月	桜のちらし寿司	12月	年越しそば・餅つき
5月	母の日（お刺身）		クリスマス会（デザート）
6月	あじさい寿司・父の日（お刺身）	1月	おせち料理・小正月（お刺身）
7月	七夕・土用の丑	2月	節分（巻きずし・いなり寿司）
8月	夏祭り（デザート）	3月	ひな祭り（ちらし寿司）
9月	敬老の日（お刺身）		

(4) 看取りや経口摂取困難な方に対して柔軟な食事提供

- ①いつまでも経口摂取できるよう工夫する。
- ②食べられる物、食べたい物、少量で栄養価高い物等、個々の体調や希望に迅速に対応する。

(5) 多職種との連携の徹底

- ①給食委員会は、摂取・嚥下障害等について各職域間で共通認識を図り、より良い食事サービスの提供、向上に繋げる。
- ②経口摂取が維持できるよう歯科医師、歯科衛生士等と連携する。

5. 機能訓練部門

ご入居者一人ひとりの身体状況に応じた機能訓練や生活リハビリ介助・支援を多職種と連携を図りながら実施し、機能訓練プログラムの質の向上、内容の充実を目指す。

機能訓練の実施に際しては、身体機能面だけでなく、生活リズムを維持し、楽しみや人との繋がりを感じて頂けるような、生活支援を重視し、あたたかみや安らぎを感じられる機会を提供できるよう取り組む。

(1) 個別機能訓練計画を作成

- ①ご入居者の基本動作の状態を確認し、実際に日常生活介助を行っている介護職員から見る動作機能面の課題と、医療面からの身体状況を踏まえてご入居者、ご家族の意向に沿える計画を作成する。
- ②科学的根拠に基づいた介護の推進、ケアの質の向上を図るため、ワイズマンシステムSP・LIFEを活用し、多職種との情報共有・連携を強化する。

(2) サービス検討会への参加

- ①ご入居者、ご家族に基本動作や訓練計画、実施状況を説明し、同意をいただく。

(3) 個別訓練・生活リハビリの実施

- ①施設サービス計画書に基づき、体調面・精神面が安定していることを、基本とし実施する。
- ②環境整備や必要な物品等を準備・管理し、限られた時間の中で最大限の効果が得られるよう実施する。また、個別性の高い機器や物品を運用する際には、評価を基に都度、ご入居者やご家族に導入の提案を行っていく。
- ③他職種と情報を共有し、訓練効果が持続しやすいよう、具体的かつ明確な方法で再現性の高い生活リハビリを提案し、ご入居者の状態変化に合わせて柔軟に行っていく。

(4) 集団活動・グループ活動の実施

- ①機能訓練を実施するにあたって、訓練内容を個々の身体状況の改善や動作遂行能力の向上といった側面だけで考えるのではなく、日常生活を全般に評価しながら、共通の課題や目標を持つご入居者を抽出したうえで小〜大集団のグループを形成し、プログラムの提案・実施を行っていく。
- ②環境調整や実施形態、頻度、マンパワーを調整し、多職種と情報共有・協力をを行い実施する。

(5) 短期入所サービスのご利用者への個別機能訓練の実施

- ①基本移動動作を評価し、ご自宅での生活状況や、ご利用者、ご家族の要望等の情報を基に個別機能訓練を実施する。
- ②「起きる」「座る」「立つ」「歩く」等の動作が介助のもとで安全にできるようリハビリ的視点から助言、指導を行う。
- ③サービス担当者会議等に参加し、身体機能面・機能訓練的視点から情報提供・共有を行い質の高いサービスに繋がるよう取り組みを行う。

(6) 介護スタッフを対象に安全意識・介護技術の向上を目的に研修会を実施

- ①施設安全管理委員会での事故報告・ヒヤリハットの分析・検討を基に介護現場の安全性向上・介護技術の向上に向けた研修会を実施する。
- ②身体介護場面における課題の共有・安全意識・介護術の向上に繋がるよう取り組む。
- ③新人職員の研修の一環としても実施していく。

(7) 介護ロボット機器の導入

- ①ご入居者の重度化やスタッフの人員不足が懸念される中、介護現場の安全性の確保・スタッフの負担軽減を目的に導入に向けた取り組みを実施する。

- ②福祉用具業者と連携し、デモ器等の調整、スタッフへの体験、試用期間を設定しつつ、対象者の選定や評価・現場のニーズと照らし合わせながら段階的な運用を目指せるよう取り組んでいく。

6. 生活相談部門

ご利用者、ご家族及び地域の要望や希望などを汲み取り、ご利用者の方がその方の個性に合わせ、施設の中でも可能な限り「その人らしく」生活ができるよう支援する。また、必要に応じて各関係機関との橋渡しや権利擁護が図れるよう努める。

(1) 相談援助

- ①相談及び援助、社会生活上の供与、その他の日常生活の援助等ソーシャルワークを行う。
- ②本年度より、相談員を新館、本館の担当制とし、より身近でご利用者、ご家族が相談しやすい体制とする。
- ③介護保険制度、関係法令の理解に努め、ご利用者、ご家族、見学者に対して、丁寧な説明を心がけ適切なサービスの紹介、法人内各事業所との情報共有を行い、各部署が円滑に業務を遂行できるよう調整を行う。
- ④相談、苦情対応窓口として、ご家族と日頃より連絡を密にし、相互関係を築くように努める。また、家族会を開催し、率直な意見を伺う機会を設けご利用者、ご家族、の満足度が向上するような取り組みを行う。
- ⑤入居判定委員会の運営を行い、申し込み受付、事前調査の調整、入退去検討会を随時開催し、介護の必要程度及びご家族の状況等を勘案し、透明性及び公平性を保ち、入居者を決定する。
- ⑥居宅支援事業所と連携を図り、利用状況（ショートステイ、ロングステイ、入院による空きベッド）と待機者の情報共有に努める。
- ⑦社会資源を活用し、外出、季節の行事、イベントを感染状況に応じて実施する。

(2) 地域貢献

- ①地域に出向く、施設に来てもらう、施設設備を活用してもらう等風通しを良くし、施設が特別な場所ではないことを理解していただく。また、地域住民に限らず学生や事業所などに施設を開放し福祉の拠点となるよう努める。
- ②ボランティアの受け入れを行い、新たなニーズの発掘し、社旗資源の活用を図る。
- ③行政機関、松江圏域の社会福祉法人等と連携しながら、多様化する福祉ニーズの対応及び人材育成、地域貢献に取り組む。

- ④なごやか寄り合事業や地域連携委員会を通して、地域の介護予防に取り組む。

(3) 安全管理

- ①虐待防止、身体拘束廃止、事故・ヒヤリハットへの取り組みにより、ご利用者安全に安心して生活が送れるようにする。特に身体拘束を含めた虐待については、昨今の社会問題であることから、ケア内容を点検し発生予防に取り組む。
- ②事故が発生した場合は、速やかに行政機関への報告及びその分析を行い、改善策を定め、職員に周知徹底し再発防止に努める。また、損害賠償保険の対応を行う。
- ③定期的に安全管理委員会を開催し、虐待防止、身体拘束等の適正化、事故防止の対策を検討し、職員に周知徹底を図る。また、法令に基づき研修会を開催する。

令和7年度 職場内外研修年間計画表

事業所名： 特別養護老人ホーム津田の里

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
QJT												
OFF-JT 職場内	法人理念について	- 法 令 遵 守 に つ い て - 接 遇 ・ マ ナ ー に つ い て	- 救 急 法 - 感 染 症 予 防 及 び ま ん 延 防 止 訓 練	- 土 砂 災 害 の 備 え に つ い て - 緊 急 時 の 対 応 - 事 故 防 止 に つ い て - 食 中 毒 (感 染 症) に つ い て	虐 待 ・ 身 体 拘 束 防 止	認 知 症 に つ い て	- 看 取 に つ い て - 感 染 症 に つ い て	虐 待 ・ 身 体 拘 束 防 止	メンタルヘルスについて	事 故 防 止 に つ い て	- 看 取 に つ い て - 感 染 症 予 防 及 び ま ん 延 防 止 訓 練	
職場外		- 認知症介護実践研修〔実践者研修〕 - 松江赤十字病院地域医療勉強会 - 福祉職員キャリアパス対応生進研修〔チームリレーコース〕	- 特別養護老人ホーム部会 - 認知症介護実践研修〔実践リーダー研修〕 - 福祉職員キャリアパス対応生進研修〔中堅職員コース〕	- 看 取 研 修 - 認知症虐待防止研修	- 介護支援専門員専門研修兼更新研修 - 松江社会福祉大会 - 高齢者虐待防止研修会	指導的職員研修Ⅰ	- 鳥取県老人福祉施設協議会研修大会 - 介護支援専門員専門研修兼更新研修	- 介護支援専門員専門研修兼更新研修 - 介護職員等によるたんの吸引の実施のための研修				

令和7年度 短期入所・介護予防短期入所生活介護事業計画

1. 事業方針

- (1) ご利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立支援と生活の質の向上に資するサービスを提供する。
- (2) ご利用者の心身状態や環境面のアセスメントを行い、個別介護計画を作成する。また、モニタリング、再アセスメントしながら、適宜ケアプランの見直しを行う。
- (3) ご利用者に対し、サービスの提供方法をわかりやすくお伝えし、ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- (4) ご利用者又は、他のご利用者等の生命又は、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はいけません。また、身体拘束を行う場合は、ご利用者の心身の状況やその際の対応、時間、並びに緊急やむを得ない理由を説明し記録する。
- (5) ご利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制を整備し、職員に対し研修を実施する。
- (6) 満床であっても、ご入居者の入院で空床がある場合は、可能な限りご利用者やご家族の意向に沿えるように調整する。また、緊急利用に対しても、可能な限り受け入れを行う。

2. 事業内容

- (1) ご利用者およびご家族の希望に即した個別介護計画の作成。
- (2) 介護・入浴・排泄および食事の提供。
- (3) 生活等に関する相談および助言。
- (4) 健康状態の確認。
- (5) ご利用者に必要な日常生活上の支援。
- (6) 機能訓練（生活リハビリ）・栄養管理・口腔衛生管理の実施。
- (7) クラブ活動や各種レクリエーション行事への参加、地域との交流。
- (8) ご利用者の送迎。
- (9) 提供したサービスに対する意見・要望・苦情の受付。

令和7年度 特別養護老人ホーム津田の里ユニット 事業計画

1. 事業方針

法人理念に基づいた施設サービスの質の向上に努め、定期的または必要に応じて、個別サービスの見直しを行い、支援を受けながら自己決定できるように、各部門および各職種が連携を取りながら「その人らしく」あり続けるための施設サービスを心がける。

2. 新館（個室）

ご入居者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、最後まで「その人がその人らしく」穏やかで安心した暮らしが営めるよう努める。

- (1) 24時間シートを活用し、ご入居者一人ひとりの個性や生活リズムを生かす個別ケアに努める。
- (2) ご入居者、ご家族の意向を伺い（モニタリング・サービス検討会開催時）、可能な限りご希望に沿えるよう努める。また、面会や電話、手紙等で日常の様子をお伝えすると共に、ご入居者、ご家族の意向を把握し信頼関係の構築とケアの向上に努める。
- (3) 季節を感じられ五感を刺激できる行事や、趣味趣向にそったクラブ活動を開催し、楽しみのある暮らしが提供出来るよう努める。
- (4) ボランティアの協力のもと、習字、塗り絵、癒し、音楽等のクラブ活動を実施し、他の入居者との交流を支援する。
- (5) 専門職と連携を図り、季節のおやつを提供や機能維持を目的とした体操クラブを実施する。
- (6) ユニットごとに行事やレクリエーションを企画、実施する。

*行事予定

4月	花見外出・ひな祭り・誕生会・季節のおやつ
5月	八雲鯉のぼり外出・誕生会・季節のおやつ
6月	衣類販売・誕生会・季節のおやつ
7月	花火鑑賞・誕生会・季節のおやつ
8月	七夕会・誕生会・季節のおやつ
9月	長寿祝賀会・彼岸法要・誕生会・季節のおやつ
10月	ドライブ外出・衣類販売・誕生会・季節のおやつ
11月	吊るし柿づくり・誕生会・季節のおやつ

12月	ゆず湯・クリスマス会・餅つき・誕生会・季節のおやつ
1月	初詣外出・誕生会・季節のおやつ
2月	節分会・誕生会・季節のおやつ
3月	誕生会・季節のおやつ

(7) 専門職としての知識向上とケアの質の向上に努める。

- ① 施設内研修やユニットごとにテーマを決め勉強会を行う。
- ② マナーアップ委員会が中心となり、職員の接遇とサービスの質の向上に努める。

(8) エルダー制度を活用して人材育成と定着を図る。

- ① 職員の個々の資質や能力向上に向けて、個別の指導、育成を行う。

事業所名： 特別養護老人ホーム津田の里
ユニシット

-20-

令和7年度 津田居宅介護支援センター 事業計画

1. 事業方針

後期高齢者が増加し、高齢夫婦や一人暮らしの方が増えています。安心して自宅で暮らせるようご利用者の意思及び人格を尊重しご利用者の立場に立って、相談援助を行いながら必要に応じ、新規申請の代行やサービス利用の調整を行い、自立した生活が送れるよう支援する。

また、地域包括支援センターやサービス提供事業所との連絡、調整を行い、ご利用者だけでなくご家族の方々も含めた自立とQOLの向上に努める。

2. 事業目標

- (1) 担当件数 39 件 {予防委託 (3 件を 1 件としカウントする)} をマネージメントする。(目標件数 132 件)
- (2) 新規依頼は予防委託を含め積極的に受け入れ、安定した事業運営に取り組む。
- (3) ご利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る内容を職員間で共有する。
- (4) 個別のケース検討会を行い、具体的な処遇方針を検討し質の向上に努める。
- (5) 多様化、複雑化する課題に対応するため、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の介護保険外の制度についても理解を深め適切なケアマネジメントを行う。
- (6) 地域住民の方々から情報提供、福祉推進委員、民生委員との交流を深め相談やニーズの把握に努める。
- (7) 人材の確保、育成に努める。
- (8) 業務継続計画 (BCP) の研修・訓練を行い、シミュレーションを重ね有事の際に備える。

3. 事業内容

- (1) 介護認定を受けていない対象者に対しては、地域包括支援センターへの紹介、介護認定申請の手続きについて説明し、速やかに申請ができるように申請代行等の支援をする。
- (2) 介護認定を受けた対象者から本事業所を選択された場合は、被保険者資格と認定区分、また認定の有効期間を確認した上で相談に応じる。また、個人情報保護、守秘義務を遵守する。

- (3) 要介護認定を受けた対象者の更新申請は、有効期間1ヶ月前から出来るように必要な支援をする。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者については、地域包括支援センターと委託契約を締結し、契約内容に基づいて介護予防サービス計画の作成等を行う。
- (5) サービス計画作成数は、平均して介護支援専門員1人あたり常勤換算で40名未満とする。
- (6) 要介護認定を受けたご利用者のアセスメントを行い、居宅サービス計画を本人及び家族の意向を尊重し作成するとともに、保健・医療・福祉のサービス提供機関との連携をし、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- (7) 居宅サービスの原案に位置づけたサービス提供機関の担当者、ご利用者、ご家族との会議を行い、計画内容についての意見を求め、サービス計画の同意を得る。
- (8) サービス計画開始後、継続的に毎月モニタリングを行い、サービス実施状況を把握、評価し、必要に応じて提供機関への連絡調整やサービス計画の変更を行う。
- (9) ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった等の相談があった場合は、ご利用者の意向を聞きながら、介護保険施設等施設系サービスの情報提供や紹介の便宜をはかる。
- (10) 対象者の居住する地域の社会資源を把握し、インフォーマルなサービスの活用を検討する。
- (11) 質の高いケアマネジメントが実施できるように、事業所内で情報を共有し検討を行う。
- (12) 松江市及び地域包括支援センターが開催する会議、研修に参加し、保健・医療・福祉サービスについての情報交換及び連携に努める。
- (13) 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るために、計画的に研修の機会を設け個別目標を立て自己研鑽に努め、年2回自己評価を行い、分析し課題解決を行う。

4. 営業日及び営業時間

営業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時30分とする。

但し、国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く。

電話による連絡、相談は、年中常時可能な状態とする。

5. 職員の配置

所長	1名（訪問介護センター所長兼務）介護支援専門員・介護福祉士
管理者	1名（主任介護支援専門員）看護師
相談員	2名（主任介護支援専門員・介護福祉士）1名 （介護支援専門員・介護福祉士）1名

事務員 3名（特養津田の里事務員兼務）

6. 対象者

松江市在住の介護保険対象の被保険者

7. 研修について

（1）職場内研修

*新規採用者

- ① 法人主催の新規採用職員研修
- ② 居宅介護支援事業の運営基準に沿って、具体的事務について
- ③ 居宅介護支援事業一覧に沿って、月単位の業務について
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者および介護給付対象者について
- ⑤ 相談面接の実際について、書籍やインターネットで事前学習し現任者と同行訪問し学ぶ
- ⑥ 各書式の記録について

*現任者

- ① 法令順守・倫理・接遇・個人情報（プライバシー）保護について
- ② 救急法・感染症・食中毒・認知症・虐待防止・身体拘束廃止・他制度に関わる知識の習得
- ③ 研修参加者からの伝達
- ④ 苦情、対応困難ケースについて

（2）職場外研修

- ① 介護支援専門員のレベルアップ研修
- ② 実務従事者専門研修
- ③ 島根県および松江地区ケアマネ協会主催の研修
- ④ 介護予防研修

（3）その他 行政主催の集団指導等

8. その他

「津田居宅介護支援センター運営規程」に基づき、この事業を実施する。

令和7年度 津田訪問介護センター 事業計画

1・事業方針

後期高齢者が増加し、要支援認定を受けられる高齢者は益々増えていく一方で支える者の人口減少、訪問介護の担い手不足が深刻です。また、基本報酬は減額され事業所運営は非常に厳しい状況です。

要介護状態の方は、サービス付き高齢者住宅や特定施設入居を選択され、ご自宅で生活されている方の大半は要支援状態の方です。要支援の方は基本報酬が低く、収入に結びつかないため、受け入れが困難な事業所が多くなり、必要な介護が受けられない現象が起こっています。人員が確保に努め、可能な限り受け入れて社会福祉法人としての役割が果たせるよう努めます。

ご利用者の自宅へ訪問する訪問介護従事者が安心して業務が行えるよう緊急時の対応方法や手順、感染症対策の研修、業務継続計画に基づく訓練を行い人材の確保や定着、働きやすい職場づくりを推進します。

指定居宅介護（障害者総合支援法）事業についても、障がいがあっても地域で暮らせるよう、関係機関と協働し地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

2・事業目標

(1) 安心して日常生活が送れる支援

独居や高齢夫婦世帯が多い中、ヘルパーが訪問することで生活が維持できるよう支援する。また、環境や体調の変化に気づき自立支援に基づき助言や各事業所との連携を行う。

(2) 人材育成・自己研鑽

安心してご自宅に訪問できるよう緊急時の対応や個々の手順書の作成、見直しを行う。また、質の向上を図るため研修会に参加し、他事業所と情報共有を行う。

(3) 業務の質の向上

ICT化をより進め業務の効率化を図る。

(4) 虐待防止・感染症対策・業務継続

ご利用者の尊厳を保持し虐待防止や感染症対策に取り組み。有事の際も業務が一早く再開できるよう随時研修を行う。

(5) 高齢者住宅にお住いの要介護者へも新規相談があれば、受入れを行い、ヘルパー不足で必要な援助を受けられない状態を防ぐ。

3. 事業内容

(1) 訪問介護サービスの内容

①身体介護に関すること

食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体の清拭・洗髪、通院、その他必要な身体介助

②生活援助に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、見守りの援助、その他必要な家事

③同行援護に関すること

視覚的情報の支援、移動・排泄・食事・その他外出する際に必要な介助

④相談、助言に関すること

生活・身上・介護に関する相談・助言、各種援護制度の適用についての相談・助言

⑤移動支援に関すること

外出時の付き添いのための介助

(2) その他

①島根県健康福祉部高齢者福祉課・障がい者福祉課および松江市健康福祉部介護保険課等の機関との連絡を密にしてこの事業を実施する。

②訪問介護員の研修にあたっては、職場内研修および福祉団体等で主催する研修に参加し、専門的な能力を身につけ資質の向上を図る。

③定期的にサービスの評価を行い分析し、安定した質の高い一貫性のあるサービス提供をする。

④事故報告書、ヒヤリハットを活用し、予知・予防のあり方を検討して回避する。また、緊急時、適切に対応するために、日ごろから対処を想定し備える。

⑤意見・要望・苦情を言い易い環境をつくり、組織的に解決する。

また、苦情を芽の段階で把握する努力を怠らず、利用者や家族の立場に立ち、迅速かつ、適切に対応する。

⑥利用者に対する虐待防止委員を定め法人内で連携する。

⑦利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4. 対象者

(1) 対象地域 松江市

(2) 派遣対象

①生活援助・身体介護・重度訪問介護・同行援護のための派遣対象

加齢に伴って生ずる心身の疾患等の理由により、要介護、要支援状態になった高齢者、障がい者（児）、難病等で介護を必要とする場合。

②移動支援のための派遣対象

社会生活上に必要な外出、又は社会参加促進の観点から特に必要と認められる外出をする際において適切な付き添いを必要とする場合。

5. 職員の配置

所長	1名	(居宅介護支援所長兼務) 介護福祉士、介護支援専門員
主任訪問介護員	1名	(サービス提供責任者) 介護福祉士
訪問介護員	1名	(サービス提供責任者) 介護福祉士
契約訪問介護員	1名	介護福祉士

パート訪問介護員 3名 介護福祉士 2名・介護職員初任者研修 1名
事務員 3名 (特養津田の里事務員兼務)

6. 実施日および提供時間

(1) 指定訪問介護サービスは高齢者、障がい者（児）、難病患者等のニーズに応じるよう居宅介護サービス計画に基づき訪問介護計画を作成するとともに、実施状況を把握し評価を指定介護支援事業所に報告する。また、サービスは午前7時から午後8時までを計画的に派遣する。

(2) 電話により24時間常時連絡可能な体制とする。

7. 研修について

(1) 職場内研修

- ①法人主催の新規採用職員研修
- ②法令遵守・倫理・接遇・個人情報（プライバシー）保護
- ③救急法・感染症・食中毒・認知症・介護技術
- ④研修参加者からの伝達講習
- ⑤苦情・事例検討

(2) 職場外研修

- ①知識・技術の習得
- ②認知症研修
- ③精神障がい者の理解と対応
- ④難病研修
- ⑤同行援護研修
- ⑥介護職員の行う医療的ケア研修
- ⑦福祉職員生涯研修

令和7年度 研修計画		
	研修名	時 期
施設内研修	法令遵守・倫理・個人情報保護	4月～7月
	接遇・マナーアップ	5月～6月
	救急法	年1回
	感染症・食中毒・法人が予定する研修会	松豊会研修項目に準ずる
	介護技術・困難事例研修	毎月第4火曜日（定例会）
	外部研修参加者から伝達研修	参加後毎月第4火曜日（定例会）
	苦情・事例検討	毎月第4火曜日（定例会）

職場外研修	介護技術講習会	適宜
	人権擁護研修/虐待防止	3月
	サービス提供責任者研修	10月～11月

* 新規採用時：法令遵守、感染症、虐待防止、事故防止研修を行う。

令和7年度 津田有償ヘルパー 事業計画

1. 事業方針

日常的に介護が必要な方や、一人暮らしの方が自宅で安心して生活できるように、介護保険優先ですが、介護保険では対応できない部分のお手伝いを実費にて対応させていただきます。(病院への受診の同行、1時間を超える部分の生活支援、等)担当介護支援専門員の方と相談し、ご本人との契約で援助させていただきます。

2. 事業目的

介護保険では、対応ができないが、何らかのお手伝いが必要で、誰かのサポートがあれば、住み慣れた自宅での生活が継続できる方への有償サービスを行い、その人が望む生活が継続できるよう援助する。

3. サービス内容

営業日：月曜日～土曜日（但し12月29～1月3日は休業）

営業時間：8：30～17：30

対象地域：松江市内

対象者：津田ヘルパーを利用いただいているご利用者のみ

内容：介護保険等適応外のサービス

4. 利用料金

身体介護：平日 30分 1320円（税込み）

*30分毎の計算になります。

生活援助：平日 1時間 1650円（税込み）

備考：事前にご家族やご本人へプランに基づきご説明しご了解していただき有償サービスにつなげています。

：当日キャンセル時20%キャンセル料をいただきます。

：自社の車両での移送はできません。交通費は別途支払いいただきます。
（バス料金や電車賃等）

令和 7 年度 津田の里駐車場貸付 事業計画

1. 事業方針

社会福祉法人松豊会が運営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は、公益事業の運営に充てることを目的とする。

2. 事業計画

法人の空き地を利用し、地域の方に適正価格で駐車場賃貸借契約を締結し貸付ける。

- (1) 駐車場の所在地 島根県松江市西津田十丁目 2 2 8 7 - 2 2
- (2) 専用区間 8 区間
- (3) 契約内容 駐車場賃貸借契約書の通り